

<平成 29 年 4 月 1 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新（変更後）	旧（変更前）
<p>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について (略)</p> <p>II. 外国為替保証金取引のリスクについて (略)</p> <p>III. 取引説明ガイド</p> <p>1. 外国為替保証金取引とは</p> <p>(略)</p> <p>(2) スワップポイントによる損益 未決済ポジション 1 取引単位あたりについて当該通貨間の金利差に基づき発生する損益。高金利（低金利）通貨を買って、低金利（高金利）通貨を売ること金利差相当額を受け取る（支払う）ことによる利益（損失）（「22. スワップポイント」を参照）。</p> <p>2. ～9 (略)</p> <p>10. 取引レート お客様は、<u>当社のカバー取引の相手方であるカバー先金融機関、および複数のインターバンク市場参加者（以下「カバー先金融機関等」といいます。）から配信されるレート</u>を参考に、当社独自の基準に基づいて当社が提示するレートで取引を行います。取引レートは 1 通貨単位のレートを画面上に提示いたします。 外貨ネクストネオでは売りサイド (Bid) でのレートと買いサイド (Ask) でのレート両方のレートを同時に提示いたします。 ※売りサイド (Bid) でのレートと買いサイド (Ask) でのレートとの間にはレート差（スプレッド）があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。</p> <p><u>（「11. カバー取引」の項に移動）</u></p>	<p>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について (略)</p> <p>II. 外国為替保証金取引のリスクについて (略)</p> <p>III. 取引説明ガイド</p> <p>1. 外国為替保証金取引とは</p> <p>(略)</p> <p>(2) スワップポイントによる損益 未決済ポジション 1 取引単位あたりについて当該通貨間の金利差に基づき発生する損益。高金利（低金利）通貨を買って、低金利（高金利）通貨を売ること金利差相当額を受け取る（支払う）ことによる利益（損失）（「20. スワップポイント」を参照）。</p> <p>2. ～9 (略)</p> <p>10. 取引レート お客様はカバー先金融機関から提示されるレートに加え、複数のインターバンク市場参加者から配信されるレートを参考に、当社独自の基準に基づいて当社が提示するレートで取引を行います。取引レートは 1 通貨単位のレートを画面上に提示いたします。</p> <p>外貨ネクストネオでは売りサイド (Bid) でのレートと買いサイド (Ask) でのレート両方のレートを同時に提示いたします。 ※売りサイド (Bid) でのレートと買いサイド (Ask) でのレートとの間にはレート差（スプレッド）があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。</p> <p>※当社では、Lot 数合計が一定数量以上となるマーケット、成行、ストップ、トレール注文をお客様より受けた場合、その全 Lot 数の約定を最優先とするため、複数のカバー先金融機関の中から同 Lot 数を引き受けられ、かつベストプライスを提示した金融機関を選択してカバー取引を行います（ダイレクトカバー）。通常のマーケット、成行、ストップ、トレール注文の約定に際しては前述の基準に基づく当社取引レートを約定値に適用しておりますが、ダイレクトカバーの対象となる注文においては、同 Lot 数を引き受けた特定カバー先金融機関の提示レートに当社のカバー取引調整分を上乗せしたレートを約定値に適用します。そのため後述する注文の種類毎の約定条件（「11. 注文の種類」を参照）に加え、同タイミングで約定した同一執行条件・同一通貨ペアかつ同一売買区分の通常注文（当社取引レートを適用）よりも有利または不利なレートで約定する場合があります。当社がダイレクトカバーの対象とする基準 Lot 数は、為替相場への影響が大きいと予想される事項（国内外の政策金利、経済指標等）の発表タイミング前後のほか、その時点の為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じ</p>

【相場急変時等における取引レート配信の停止および再開について】

当社では重要経済指標等の発表前後や相場急変時、その他の理由によりカバー先金融機関等からのレート配信数が一定数以下となり、かつ当該レートが市場実勢を反映したものではないと当社が判断した場合、お客様への取引レートの配信を停止することがあります。また、停止した取引レートについては、その後カバー先金融機関等からのレート配信数が一定数以上に回復し、かつ当該レートが市場実勢を反映したものであると当社が判断した時点で配信を再開します。ただし相場状況等によっては、カバー先金融機関等からのレート配信の数によらず、カバー先金融機関等から配信されたレートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引レート配信を停止または再開することがあります。以上のいずれの場合も、取引レート配信を停止している間においては、新規注文もしくはすべての注文の約定処理を停止することがあります。

当社がお客様への取引レート配信を停止している間の相場動向によっては、配信再開時点の当社取引レートが停止時点の同レートと乖離する場合があります。再開後に有効比率 100%を大幅に下回るロスカットが執行される可能性があります。また、このときのロスカット執行は、取引レート配信の再開以降になされる評価の値洗い（「30. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット」を参照）に基づき、成行注文により決済されるため、配信再開直後の当社取引レートとは異なる約定値が適用される可能性があります。その結果、預け入れ資産以上の損失を被る可能性もありますが、当社ではその差額の補填や約定の修正等を行いません。

11. カバー取引

当社は、後述するダイレクトカバーの対象となる注文を除き、お客様の注文が約定した際に当社において発生する為替変動リスクを回避するため、カバー取引およびマリー（相殺）取引を行っております。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同一通貨ペアかつ反対の売買区分）する約定があればその分は為替変動リスクを相殺（マリー）できることから、マリー取引により為替リスクを相殺できなかった部分にのみカバー取引を行います。当社ではマリー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えた部分については、その時点で当社に対し最も条件のよいレートを提示したカバー先金融機関等に対し速やかにカバー取引を実行することで、為替変動リスクをヘッジしております。

なお、市場の流動性が著しく低下するなど相場の状況によっては前述の限りではなく、当社のカバー取引担当者の判断によりカバー取引を実施する場合があります。

※当社では、Lot 数合計が一定数量以上となるマーケット、成行、ストップ、トレール注文をお客様より受けた場合、その全 Lot 数の約定を最優先とするため、複数のカバー先金融機関の中から同 Lot 数を引き受けられ、かつベストプライスを提示した金融機関を選択してカバー取引を行います（ダイレクトカバー）。通常のマーケット、成行、ストップ、トレール注文の約定に際しては前述の基準（「10. 取引レート」を参照）に基づく当社取引レートを約定値に適用しておりますが、ダイレクトカバーの対象となる注文においては、同 Lot 数を引き受けた特定カバー先金融機関の提示レートに当社のカバー取引調整分を上乗せしたレートを約定値に適用します。そのため後述する注文の種類毎の約定条件（「13. 注文の種類」を参照）に加え、同タイミングで約定した同一執行条件・同一通貨ペアかつ同一売買区分の通常注文（当社取引レートを適用）よりも有利または不利なレートで約定する場合があります。当社がダイレクトカバーの対象とする基準 Lot 数は、為替相場への影響が大きいと予想される事項（国内外の政策金利、経済指標等）の発表タイミング前後のほか、その時点の為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じて、通貨ペア毎に随時変更いたします。ダイレクトカバーの

て、通貨ペア毎に随時変更いたします。ダイレクトカバーの対象となる注文の基準Lot数につきましては、当社ホームページをご参照ください。

（新設）

（新設）

（「10. 取引レート」より移動）

対象となる注文の基準 Lot 数につきましては、当社ホームページをご参照ください。

12. 注文の約定と訂正・取消

お客様が発注した注文が、後述する所定の約定条件（「13. 注文の種類」を参照）を満たした際には、当該注文は速やかに約定します。またこのときの約定値には、ダイレクトカバーの対象となる注文（「11. カバー取引」を参照）を除き、原則として当社の提示する取引レートが適用されます。

なお、当社のシステム障害発生時や取引レート配信の停止時（「10. 取引レート」を参照）における約定、あるいはカバー先金融機関等によるレート誤配信などの理由により、市場実勢から乖離した約定値の適用、および本来確定すべき金額とは異なる損益金が発生する可能性があります。当該約定値が市場実勢から明らかに乖離するものであると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合においては、当社にて本来あるべき約定値への訂正（損益金の調整入出金を含む）、もしくは約定取消を行う場合があります。また当社はこの場合、電子メール、電話、取引画面内へのお知らせメッセージ掲出等の手段（状況により異なります）により、対象となるお客様へ速やかに通知いたします。

13. 注文の種類

IFD (If Done)	新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文ができるため、利益や損失を確定することができます。うち「IF」は成行・マーケット注文・指値・ストップ、「Done」は指値・ストップ・トレールにそれぞれ対応しています。※両建て設定が「なし」のときに限り、「IF」が決済注文となり、「Done」は自動的に取消となる場合があります（「23. 両建て取引」を参照）。
IFO (IFD+OCO)	IFD と OCO を組み合わせた注文方法。新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する「OCO」の決済注文（指値・ストップ、または指値・トレールの組み合わせ）を同時に発注する注文方法。うち「IF」は成行・マーケット注文・指値・ストップに対応しています。※両建て設定が「なし」のときに限り、「IF」が決済注文となり、「OCO」は自動的に取消となる場合があります（「23. 両建て取引」を参照）。

(略)

【オプション注文機能】

1. ワンクリック注文

(略)

※本機能の設定がなされている間は、両建て取引の可否設定（「23. 両建て取引」を参照）にかかわらず、両建て取引は行えません。この設定下で発注したワンクリック注文が、既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分であった場合には、同注文は自動的に当該ポジションの反対売買として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。また、このとき決済対象となるポジションの優先順位は「成立日時の古い順」となります（「18. 決済注文の方式」のうち「(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式」を参照）。そのた

(新設)

11. 注文の種類

IFD (If Done)	新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文ができるため、利益や損失を確定することができます。うち「IF」は成行・マーケット注文・指値・ストップ、「Done」は指値・ストップ・トレールにそれぞれ対応しています。※両建て設定が「なし」のときに限り、「IF」が決済注文となり、「Done」は自動的に取消となる場合があります（「21. 両建て取引」を参照）。
IFO (IFD+OCO)	IFD と OCO を組み合わせた注文方法。新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する「OCO」の決済注文（指値・ストップ、または指値・トレールの組み合わせ）を同時に発注する注文方法。うち「IF」は成行・マーケット注文・指値・ストップに対応しています。※両建て設定が「なし」のときに限り、「IF」が決済注文となり、「OCO」は自動的に取消となる場合があります（「21. 両建て取引」を参照）。

(略)

【オプション注文機能】

1. ワンクリック注文

(略)

※本機能の設定がなされている間は、両建て取引の可否設定（「21. 両建て取引」を参照）にかかわらず、両建て取引は行えません。この設定下で発注したワンクリック注文が、既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分であった場合には、同注文は自動的に当該ポジションの反対売買として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。また、このとき決済対象となるポジションの優先順位は「成立日時の古い順」となります（「16. 決済注文の方式」のうち「(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式」を参照）。そのた

め、成立日時が古く、かつ含み損の大きなポジションを保有していた場合には、当該ポジションが優先的に決済され、結果として多額の取引損が確定する可能性もございます。

(略)

2. スピード注文

(略)

※「スピード注文」画面においては、スピード注文独自の両建て設定ができます。同画面の両建て設定が有効となっていないときに発注したスピード注文が、既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分であった場合には、同注文は自動的に当該ポジションの反対売買として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。また、このとき決済対象となるポジションの優先順位は「成立日時の古い順」となります（「18. 決済注文の方式」のうち「(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式」を参照）。そのため、成立日時が古く、かつ含み損の大きなポジションを保有していた場合には、当該ポジションが優先的に決済され、結果として多額の取引損が確定する可能性もございます。なお、「スピード注文」画面の両建て設定が有効となっているときに発注したスピード注文は、既存ポジションの状況にかかわらず、常に新規注文として処理されます。

※「スピード注文」画面における両建て設定は、その他の画面の両建て設定に対し、常に優先します。たとえば、その他の画面では両建て設定「あり」となっている、「スピード注文」画面の両建て設定が有効となっていないときに発注したスピード注文は、両建て「なし」となります。反対にその他の画面では両建て設定「なし」となっている、「スピード注文」画面の両建て設定が有効となっているときに発注したスピード注文は、両建て「あり」となります。

※スピード注文の発注に際しては、そのスピード注文が新規注文（IF）として約定した場合の成立ポジションに対する、Done（指値・ストップ・トレール）またはOCO（指値・ストップもしくは指値・トレールの組み合わせ）の決済注文を同時に発注することができます。これら決済注文のうち指値・ストップにおいては、指定レートに代えてレート差（決済指値幅・決済ストップ幅）を設定します。この決済注文が有効となった際には、スピード注文（IF）発注時のレートに当該レート差を加減した値を指定レートとして適用するため、スピード注文（IF）の約定値からのレート差とは一致しない場合があります。なお、「スピード注文」画面における両建て設定が有効でないときに限り、スピード注文（IF）が決済注文となり、これと同時に発注した決済注文（Done または OCO）は自動的に取消となる場合があります（「23. 両建て取引」を参照）。

14. 注文状況について

15. 注文の有効期限

16. 注文の変更・取消

17. 一注文あたりの発注上限

18. 決済注文の方式

(1) 通常の決済注文

(略)

※本方式では、成行注文による決済に限り、通貨ペアを問わず任意に選択した複数ポジションに対する決済注文を束ねて同時発注することが可能です。ただし、決済対象となるポジションを同一通貨ペアかつ同一売買区分（売・買）毎に合計した Lot 数のうちひとつでも、一度に発注できる Lot 数上限（「17. 注文の一注文あたりの発注上限」を参照）を上回っている場合は、

め、成立日時が古く、かつ含み損の大きなポジションを保有していた場合には、当該ポジションが優先的に決済され、結果として多額の取引損が確定する可能性もございます。

(略)

2. スピード注文

(略)

※「スピード注文」画面においては、スピード注文独自の両建て設定ができます。同画面の両建て設定が有効となっていないときに発注したスピード注文が、既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分であった場合には、同注文は自動的に当該ポジションの反対売買として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。また、このとき決済対象となるポジションの優先順位は「成立日時の古い順」となります（「16. 決済注文の方式」のうち「(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式」を参照）。そのため、成立日時が古く、かつ含み損の大きなポジションを保有していた場合には、当該ポジションが優先的に決済され、結果として多額の取引損が確定する可能性もございます。なお、「スピード注文」画面の両建て設定が有効となっているときに発注したスピード注文は、既存ポジションの状況にかかわらず、常に新規注文として処理されます。

※「スピード注文」画面における両建て設定は、その他の画面の両建て設定に対し、常に優先します。たとえば、その他の画面では両建て設定「あり」となっている、「スピード注文」画面の両建て設定が有効となっていないときに発注したスピード注文は、両建て「なし」となります。反対にその他の画面では両建て設定「なし」となっている、「スピード注文」画面の両建て設定が有効となっているときに発注したスピード注文は、両建て「あり」となります。

※スピード注文の発注に際しては、そのスピード注文が新規注文（IF）として約定した場合の成立ポジションに対する、Done（指値・ストップ・トレール）またはOCO（指値・ストップもしくは指値・トレールの組み合わせ）の決済注文を同時に発注することができます。これら決済注文のうち指値・ストップにおいては、指定レートに代えてレート差（決済指値幅・決済ストップ幅）を設定します。この決済注文が有効となった際には、スピード注文（IF）発注時のレートに当該レート差を加減した値を指定レートとして適用するため、スピード注文（IF）の約定値からのレート差とは一致しない場合があります。なお、「スピード注文」画面における両建て設定が有効でないときに限り、スピード注文（IF）が決済注文となり、これと同時に発注した決済注文（Done または OCO）は自動的に取消となる場合があります（「21. 両建て取引」を参照）。

12. 注文状況について

13. 注文の有効期限

14. 注文の変更・取消

15. 一注文あたりの発注上限

16. 決済注文の方式

(1) 通常の決済注文

(略)

※本方式では、成行注文による決済に限り、通貨ペアを問わず任意に選択した複数ポジションに対する決済注文を束ねて同時発注することが可能です。ただし、決済対象となるポジションを同一通貨ペアかつ同一売買区分（売・買）毎に合計した Lot 数のうちひとつでも、一度に発注できる Lot 数上限（「15. 注文の一注文あたりの発注上限」を参照）を上回っている場合は、

本方式による発注はできません。

(2) 一括決済注文

(略)

※決済対象となるポジションの Lot 数合計が、一度に発注できる Lot 数上限（「17. 注文の注文あたりの発注上限」を参照）を上回っている場合は、本方式による成行またはマーケット注文の発注はできません。

(3) 全決済注文

(略)

※保有ポジションを同一通貨ペアかつ同一売買区分（売・買）毎に合計した Lot 数のうちひとつでも、一度に発注できる Lot 数上限（「17. 注文の注文あたりの発注上限」を参照）を上回っている場合は、本方式による発注はできません。

(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式

本方式は、両建て取引の可否設定が「なし」の状態（「23. 両建て取引」を参照）、かつ既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分の注文を発注する場合に限り適用されます。このとき決済対象となるポジションの優先順位は、必ず「成立日時の古い順」となります。優先順位の変更、および特定ポジションを決済対象から除外する設定はできません。※ワンクリック注文により発注された注文が、既存ポジションに対する決済注文として約定した場合には、両建て取引の可否設定にかかわらず常に本方式が適用されます。

19. ポジション件数上限について

20. ポジション制限について

21. 売買手数料

22. スワップポイント

23. 両建て取引

外貨ネクストネオでは、同一通貨ペアにつき異なる売買区分のポジションを同時に保有する、いわゆる両建て取引の可否設定を選択できます（初期設定では両建て取引「なし」となっています）。

両建て取引は、スプレッドコスト（売値と買値の差）が二重にかかること、スワップポイントが売建て及び買建てで異なる場合は逆ざやが生じる恐れがあること、売値と買値の価格差についてもお客様が二重に負担することなどから、お客様にとって不利益となる可能性があります。当社では、お客様が上記の特性を充分にご理解頂いたうえ、ご自身の判断により設定を変更することで両建て取引を行うことができる仕様としております。

なお当社では、両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX 方式」を採用しております（「28. 1Lot あたりの必要保証金額と変更ルール」を参照）。

※ワンクリック注文の設定がなされている場合は、両建て取引を「あり」に設定されていたとしても、両建てでのお取引は行えません。この設定下で発注したワンクリック注文が、既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分であった場合には、同注文は自動的に同ポジションの反対売買として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。また、このとき決済対象となるポジションの優先順位は「成立日時の古い順」となります（「18. 決済注文の方式」のうち「(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式」を参照）。

本方式による発注はできません。

(2) 一括決済注文

(略)

※決済対象となるポジションの Lot 数合計が、一度に発注できる Lot 数上限（「15. 注文の注文あたりの発注上限」を参照）を上回っている場合は、本方式による成行またはマーケット注文の発注はできません。

(3) 全決済注文

(略)

※保有ポジションを同一通貨ペアかつ同一売買区分（売・買）毎に合計した Lot 数のうちひとつでも、一度に発注できる Lot 数上限（「15. 注文の注文あたりの発注上限」を参照）を上回っている場合は、本方式による発注はできません。

(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式

本方式は、両建て取引の可否設定が「なし」の状態（「21. 両建て取引」を参照）、かつ既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分の注文を発注する場合に限り適用されます。このとき決済対象となるポジションの優先順位は、必ず「成立日時の古い順」となります。優先順位の変更、および特定ポジションを決済対象から除外する設定はできません。※ワンクリック注文により発注された注文が、既存ポジションに対する決済注文として約定した場合には、両建て取引の可否設定にかかわらず常に本方式が適用されます。

17. ポジション件数上限について

18. ポジション制限について

19. 売買手数料

20. スワップポイント

21. 両建て取引

外貨ネクストネオでは、同一通貨ペアにつき異なる売買区分のポジションを同時に保有する、いわゆる両建て取引の可否設定を選択できます（初期設定では両建て取引「なし」となっています）。

両建て取引は、スプレッドコスト（売値と買値の差）が二重にかかること、スワップポイントが売建て及び買建てで異なる場合は逆ざやが生じる恐れがあること、売値と買値の価格差についてもお客様が二重に負担することなどから、お客様にとって不利益となる可能性があります。当社では、お客様が上記の特性を充分にご理解頂いたうえ、ご自身の判断により設定を変更することで両建て取引を行うことができる仕様としております。

なお当社では、両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX 方式」を採用しております（「26. 1Lot あたりの必要保証金額と変更ルール」を参照）。

※ワンクリック注文の設定がなされている場合は、両建て取引を「あり」に設定されていたとしても、両建てでのお取引は行えません。この設定下で発注したワンクリック注文が、既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分であった場合には、同注文は自動的に同ポジションの反対売買として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。また、このとき決済対象となるポジションの優先順位は「成立日時の古い順」となります（「16. 決済注文の方式」のうち「(4) 対象ポジションを指定しない決済注文方式」を参照）。

<p>(略)</p> <p><u>24. 完全前受制度</u> <u>25. 保証金等の入金</u> <u>26. 保証金の出金・振替</u> <u>27. 外国為替保証金取引に関する用語</u> <u>28. 1Lotあたりの必要保証金額と変更ルール</u> 1. 1Lotあたり必要保証金額の計算式 [2]法人のお客様の場合 一般社団法人金融先物取引業協会（以下「協会」といいます。）が以下の URL 等にて原則週 1 回公表する、通貨ペア毎の「法人向け為替リスク想定比率」の値を当社の定める保証金率とし、1Lotあたりの必要保証金額は、「基準レート×1,000（通貨）×保証金率（法人向け為替リスク想定比率）（%）」の式で計算します（100 円未満切り上げ）。ただし、公表された「法人向け為替リスク想定比率」の値が 1%未満であった場合は 1%に切り上げます。</p> <p><u>29. 評価損益</u> <u>30. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット</u> <u>31. 不足金について</u> <u>32. 口座番号・パスワードの管理</u> <u>33. お客様へのご連絡</u> <u>34. お客様との通話の録音について</u> <u>35. アカウントロック</u> <u>36. 売買注文等の照会</u> <u>37. 取引報告書等の交付について</u> <u>38. 取引内容の確認</u> <u>39. 課税上の取扱い</u> <u>40. 資産の保全について</u> <u>41. 取引説明書の改訂</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(略)</p> <p><u>22. 完全前受制度</u> <u>23. 保証金等の入金</u> <u>24. 保証金の出金・振替</u> <u>25. 外国為替保証金取引に関する用語</u> <u>26. 1Lotあたりの必要保証金額と変更ルール</u> 1. 1Lotあたり必要保証金額の計算式 [2]法人のお客様の場合 一般社団法人金融先物取引業協会（以下「協会」といいます。）が以下の URL 等にて原則週 1 回公表する、通貨ペア毎の「法人向け為替リスク想定比率」の値を当社の定める保証金率とし、1Lotあたりの必要保証金額は、「基準レート×1,000（通貨）×保証金率（法人向け為替リスク想定比率）（%）」の式で計算します（100 円未満切り上げ）。</p> <p><u>27. 評価損益</u> <u>28. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット</u> <u>29. 不足金について</u> <u>30. 口座番号・パスワードの管理</u> <u>31. お客様へのご連絡</u> <u>32. お客様との通話の録音について</u> <u>33. アカウントロック</u> <u>34. 売買注文等の照会</u> <u>35. 取引報告書等の交付について</u> <u>36. 取引内容の確認</u> <u>37. 課税上の取扱い</u> <u>38. 資産の保全について</u> <u>39. 取引説明書の改訂</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--